

特殊コンクリート構造設計規準・同解説
組積造設計規準・同解説

附 ブロック規格・同解説

昭和 27 年 11 月

社団法人 日本建築学会

624.012.3

N1,1

1-1

特殊コンクリート構造設計規準・同解説 組積造設計規準・同解説

附 ブロック規格・同解説

昭和 27 年 11 月

社団法人 日本建築学会



序

特殊コンクリート構造設計規準・組積造 設計規準とその解説について

1. 規準案として発表することについて

学会においては「JES 建築 3001 建築物の構造計算」に基いて各種の構造計算規準の調査立案を行い、木、鋼、鉄筋の3構造については 22 年 11 月既に成案を発表している。組積構造についても同様の調査がなされていたが、この間、耐震試験委員会の主管する実験研究に協力するなど逐次実験データの整備を進めていたのである。ところが都市不燃化を目的とする耐火建築促進法実施も契機となつて、最近、急速にその発達を見た特殊コンクリート構造、即ち各種のコンクリートブロック造、組立鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート壁構造、軽量コンクリートを用いた各種構造については、かねてから建築基準法施行令の制定或は準拠すべき構造設計規準の作製の要望が強かつたので、建築基準法委員会では建設省の委託により昭和 23 年 5 月に構造標準委員会中の組積構造分科会、鉄筋コンクリート構造分科会、或は都市不燃化委員会の関係委員を始め、専門研究者、設計者、其他監督官側又はメーカー代表を以て構成する特殊構造小委員会を設け、政令案を目標とするこれら特殊構造の設計規準の調査が進められたのである。元々組積構造設計規準の一部に含めて考えられていた構造が夫々独立した規準体をなすに至つたので、前記以外のもの即ち、石造、煉瓦造を組積造規準として取扱い、審議機関も一連の思想のもとに立案することを妥当と認めて、この特殊構造小委員会が調査することとした。これら特殊コンクリート構造、組積構造の立案審議は隨時関係方面の批判、意見を聴きつゝ検討が進められ、その大部分は本年 3 月を以て最終原案を読了、同じく 4 月建築基準法委員会の審議により承認を得て、学会誌 27 年 5 月号に一応発表したのである。唯この際、この種の構造が未だ発達の過程にあり対象が極めて複雑であるだけに、更に慎重を期し、原案を直ちに施行令とせず、一応日本建築学会の規準案の形として発表し、建設省はこの規準に基いて取締る方法

を講ずる一方、学会においては解説書の作成、講習会開催、更に特殊コンクリート構造計算規準の作成等の方法により普及、徹底を図ると共に、この規準に対する一般の検討を受け、不備を修正し、完全を期した上で正式の規準を決定し更に施行令にとり入れることとなつた。よつて建築基準法委員会は、原案作成の主体をなす構造標準委員会と連名で本規準案を発表する次第である。

本規準の立案を担当した特殊構造小委員会の委員は別記の如くで、尙鉄筋コンクリート壁式構造設計規準案、軽量コンクリートを使用した各種構造設計規準案については特に構造標準委員会鉄筋コンクリート構造分科会が、隨時審議を主管したことを附記して置く。

2. 発表後における訂正

27年5月規準案発表以後、各方面より多数の御意見を得、又小委員会自体としても実験研究を進めた結果、規準案の数ヶ所に於て若干修正の必要を認めたので、今回発表の規準はその点改訂を加えてある。改訂の個所は別途建築雑誌に発表する。尙今後共一層の完璧を期し度いので各方面的御批判、御意見を期待する次第である。

3. 原案作成に当つた特殊構造特別小委員会の構成

主査	武藤 清	松下 清夫	村井 進		
幹事	竹山謙三郎	佐々木省二	石井 貫一		
幹事補佐	太田 泰男	浜田 稔	菱田 厚介	二見 秀雄	
委員	坪井 善勝	加藤 六美	酒井 勉	山口 登	大竹栄三郎
専門委員	浅野 新一	川越 邦雄	中井新一郎	明石 寿	杉山 武彦
	小場 晴夫	佐野 弘	成田 春人	久米権九郎	狩野 春一
	堀内 朝雄	野平 忠	鎌田 隆男	田辺 富二	佐々波秀彦
	中西 正光	龜井幸次郎	平野 忠雄	大崎 順彦	伊藤鶴太郎
	前田 勇	平賀 謙一	白山 和久	栗山 寛	富井 政英
	河野 輝夫				

4. 解説について

この特殊構造に関する設計規準案については、耐火建築促進法の実施に伴つて、実用に供される面も多分にあることが予想されるため、その運用に誤りの